

外国人労働者の在留資格が変わる



現行の就労系在留資格 概要



①身分に基づく在留	(永住者・日本人の配偶者等)	約45.9 万人
②資格外活動	(留学生のアルバイト等・28H/W)	約29.7 万人
③技能実習	(人材育成による技術移転・国際貢献で 農業・建設等職能が対象)	約25.8 万人
④専門的・技術的分野	(経営・教育・医療等で専門性を持つ人)	約23.8 万人
⑤特定活動	(経済連携協定に基づく看護師候補者等)	約 2.6 万人
		合計 約127.8万人

新たな就労系在留資格 “特定技能”（仮称）



- ① 農業
- ② 介護
- ③ 建設
- ④ 造船
- ⑤ 宿泊

●左記の5業種で、技能と日本語の試験に合格すれば「5年」の就労が可能になる

●技能実習終了後、さらに5年の延長が可能になる

●2025年頃までに、「50万人」超の受入